

区分所有法の建替え決議と建替え決議後の流れについて

建物の区分所有等に関する法律<区分所有法>

第62条（第70条）

建替え決議（団地内の建物の一括建替え決議）

区分所有者及び議決権の各 4 / 5 以上（団地内建物全体の区分所有者及び議決権の各 4 / 5 以上、かつ、各棟の区分所有者及び議決権の各 2 / 3 以上）の多数で決する

区分所有者要件・・・全体の合計人数に対する賛成者の人数の割合で決する<人数要件>

（1人で数戸を所有する場合は1人、数人で1戸を共有する場合も1人としてカウント）

議決権要件・・・規約で別段の定めがない場合、賛成者の有する専有部分の面積の割合で決する<面積要件>

（一括建替え決議の全体の議決権は、規約に別段の定めがあっても、敷地の持分割合で決する）

建替え決議成立後の流れ

